

全ての者の教育を受ける権利を保障するため、千葉県立高校において、定員内の不合格者を出さないことを求める会長声明

#### 声明の趣旨

千葉県は、県立高校の入学者選抜において、入学希望者がその定員を下回る場合、入学希望者の全てを合格者とすべきである。

#### 声明の理由

##### 1 定員内不合格の実態

全国各地の公立高等学校の入学者選抜において、入学希望者がその定員を下回っているにもかかわらず、不合格となって入学が認められないという事態が生じている（以下、この不合格者を「定員内不合格者」という。）。

文部科学省が令和4年12月に公表した、「令和4年度高等学校入学者選抜の改善等に関する状況調査（公立高等学校）」によれば、令和4年度入学者選抜において、6都府県において定員内不合格者を出さない一方、千葉県を含めた37府県では定員内不合格者を出している（4県は「把握していない」との回答）。

また、文部科学省が令和5年12月に公表した、「令和5年度高等学校入学者選抜の改善等に関する状況調査（公立高等学校）」によれば、令和5年度入学者選抜において、9都府県において定員内不合格者を出さない一方、千葉県を含めた38府県では定員内不合格者を出している。

最近実施された令和7年度の入学者選抜においても、千葉県は定員内不合格者を出している（千葉県教育委員会ホームページ「入学許可候補者等について（令和7年3月4日）」、「令和7年度公立高等学校 全日制の課程 第2次募集入学許可候補者数一覧（地域連携アクティブスクールの入学者選抜を含む）」）。

##### 2 定員内不合格の問題点

日本国憲法第26条1項は、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。」と定め、こども基本法3条1号は、「全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。」と定め、同法3条2号は、「全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。」と定めている。

この点、報道によれば、定員に空きがあるにもかかわらず、校長が「学習についていけない。」と判断して入学を許可しない事案があるとされている（2024年12月17日朝日新聞社説）。しかしながら、例えば、障がいのある子どもや、日本語に不自由な子どものように、むしろ、その能力を伸ばすために教育を受ける必要のある子ども達は存在する。いかなる理由があれ、教育を受けることを望む子ども達に対して、その機会を奪うようなことはあってはならない。

上記日本国憲法及びこども基本法の趣旨、理念に鑑みるならば、少なくとも公立高校

においては、定員に空きがある限り、その能力に関係無く、入学希望者の入学を許可すべきである。

### 3 千葉県教育委員会の立場

令和4年12月20日、千葉県教育長は、「令和5年度千葉県県立高等学校入学許可候補者の決定について（通知）」において、「1 入学許可候補者の決定については、令和5年度千葉県公立高等学校第1学年生徒募集定員に基づき、定員の遵守に努めること。特に、各入学者選抜において、受検者数が当該選抜で募集した人員以下の場合は、特段の理由が無い限り入学許可候補者とし、定員を確保すること。」と述べている。

### 4 千葉県の実情

それにもかかわらず、上記1で述べた通り、千葉県立高校は令和7年度の入学者選抜において定員内不合格者を出している

千葉県教育委員会が県立高校に対して定員の遵守に努め、定員内不合格を出さないことを求めているにもかかわらず、定員内不合格者が出ているのは、日本国憲法が定める教育を受ける権利を侵害し、子ども基本法の趣旨、理念に反するものであるといわざるを得ない。

以上

2025年（令和7年）3月24日

千葉県弁護士会 会長 島田直樹

